

# 一般社団法人 e n t 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 e n t と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県伊東市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、広く一般市民を対象とし、特に障がい者等、生活上の困難を抱える方に対して、地域生活支援、就労支援、家族支援に関する事業を行い、誰もがその人らしい生活を送ることができる地域社会づくりに貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障がい者等の生活や就労に係る支援事業
- (3) メンタルヘルス課題のある方やその家族の生活や就労に係る支援事業
- (4) 不登校・ひきこもり状態にある方やその家族への支援事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、

又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

#### （社員の資格喪失）

**第8条** 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

## 第3章 社員総会

#### （開催）

**第9条** 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### （招集）

**第10条** 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

#### （決議の方法）

**第11条** 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

#### （議決権）

**第12条** 社員は、各1個の議決権を有する。

#### （議長）

**第13条** 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

#### （議事録）

**第14条** 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

#### （員数）

**第15条** 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金の募集)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第23条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、社員総会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第24条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条の定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

**(基金の返還)**

**第 25 条** 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

**(代替基金の積立)**

**第 26 条** 基金の返還を行うときは、返還をする基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

## 第 6 章 計算

**(事業年度)**

**第 27 条** 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

**(事業計画及び収支予算)**

**第 28 条** 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

**(事業報告及び収支決算)**

**第 29 条** 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

**(剰余金の配分の禁止)**

**第 30 条** 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

**(定款の変更)**

**第 31 条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

**(解散)**

**第 32 条** この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 33 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 34 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 35 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 金子仁美 田口純次 仁科雄介

設立時代表理事 仁科雄介

設立時監事 佐々木慎太郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第 36 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

1 金子 仁美

2 田口 純次

3 仁科 雄介

(法令の準拠)

第 37 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 e n t を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 5 年 10 月 28 日

設立時社員 金子 仁 美

同 田 口 純 次

同 仁 科 雄 介